

埼玉県議会令和8年2月定例会付議予定議案件名表

【議案】

予算

案件名	概要
1 令和8年度埼玉県一般会計予算	本年度 2, 434, 865, 000千円 前年度 2, 230, 890, 000千円 増減額 203, 975, 000千円 伸び率 9. 1%
2 令和8年度埼玉県公債費特別会計予算	本年度 540, 447, 866千円 前年度 557, 656, 023千円 増減額 △17, 208, 157千円 伸び率 △3. 1%
3 令和8年度埼玉県証紙特別会計予算	本年度 51, 200千円 前年度 57, 049千円 増減額 △5, 849千円 伸び率 △10. 3%
4 令和8年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	本年度 13, 750, 303千円 前年度 13, 687, 921千円 増減額 62, 382千円 伸び率 0. 5%

案件名	概要
5 令和8年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	<p>本年度 886,310千円 前年度 850,584千円 増減額 35,726千円 伸び率 4.2%</p>
6 令和8年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	<p>本年度 983,624千円 前年度 1,045,483千円 増減額 △61,859千円 伸び率 △5.9%</p>
7 令和8年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	<p>本年度 26,319,953千円 前年度 15,720,538千円 増減額 10,599,415千円 伸び率 67.4%</p>
8 令和8年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	<p>本年度 583,847,876千円 前年度 573,045,113千円 増減額 10,802,763千円 伸び率 1.9%</p>
9 令和8年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	<p>本年度 114,737千円 前年度 118,263千円 増減額 △3,526千円 伸び率 △3.0%</p>
10 令和8年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	<p>本年度 31,487千円 前年度 31,410千円 増減額 77千円 伸び率 0.2%</p>

案件名	概要
11 令和8年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	本年度 20, 650千円 前年度 25, 335千円 増減額 △4, 685千円 伸び率 △18. 5%
12 令和8年度本多静六博士育英事業特別会計予算	本年度 48, 360千円 前年度 45, 485千円 増減額 2, 875千円 伸び率 6. 3%
13 令和8年度埼玉県用地事業特別会計予算	本年度 4, 982, 474千円 前年度 5, 721, 102千円 増減額 △738, 628千円 伸び率 △12. 9%
14 令和8年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	本年度 16, 024, 102千円 前年度 15, 289, 319千円 増減額 734, 783千円 伸び率 4. 8%
15 令和8年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	本年度 928, 154千円 前年度 900, 856千円 増減額 27, 298千円 伸び率 3. 0%
16 令和8年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	本年度 87, 029, 297千円 前年度 63, 406, 650千円 増減額 23, 622, 647千円 伸び率 37. 3%

案件名	概要
17 令和8年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	<p>本年度 5, 417, 200千円 前年度 4, 563, 176千円 増減額 854, 024千円 伸び率 18. 7%</p>
18 令和8年度埼玉県工業用水道事業会計予算	<p>本年度 3, 608, 240千円 前年度 3, 841, 648千円 増減額 △233, 408千円 伸び率 △6. 1%</p>
19 令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	<p>本年度 91, 125, 032千円 前年度 97, 200, 904千円 増減額 △6, 075, 872千円 伸び率 △6. 3%</p>
20 令和8年度埼玉県地域整備事業会計予算	<p>本年度 16, 907, 333千円 前年度 26, 631, 265千円 増減額 △9, 723, 932千円 伸び率 △36. 5%</p>
21 令和8年度埼玉県流域下水道事業会計予算	<p>本年度 99, 548, 893千円 前年度 91, 064, 203千円 増減額 8, 484, 690千円 伸び率 9. 3%</p>

条例

案件名	概要									
<p>1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例 【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 議会の議決に付さなければならない契約の予定価格の改定</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現 行</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>工事又は製造の請負</td><td>5億円以上</td><td>8億円以上</td></tr></tbody></table> <p>3 施行期日 公布の日</p>		現 行	改正後	工事又は製造の請負	5億円以上	8億円以上			
	現 行	改正後								
工事又は製造の請負	5億円以上	8億円以上								
<p>2 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 児童虐待防止対策の強化、流域下水道管の復旧工事及び抜本的対策の推進等に対処するため、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現 行</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>知事部局</td><td>7, 253人</td><td>7, 276人</td></tr><tr><td>下水道局</td><td>133人</td><td>139人</td></tr></tbody></table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>		現 行	改正後	知事部局	7, 253人	7, 276人	下水道局	133人	139人
	現 行	改正後								
知事部局	7, 253人	7, 276人								
下水道局	133人	139人								

案件名	概要
3 埼玉県行政手続条例の一部を改正する条例 【企画財政部】	1 趣 旨 行政手続法の一部改正を踏まえ、公示の方法による聴聞等の通知について、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととし、及び規定の整備をするための改正 2 内 容 (1) 公示の方法による聴聞等の通知の見直し インターネットによる閲覧等を可能とする (2) 規定の整備 3 施行期日 令和8年5月21日
4 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 【企画財政部】	1 趣 旨 行政手続等の利便性を向上するため、登記事項証明書等の添付書面等を省略できることとする等するための改正 2 内 容 (1) 添付書面等の省略が可能となる通則的な規定の追加 国が整備する「法人の登記情報」データの利用拡大に伴い、行政手続等において登記事項証明書等の添付書面等の省略を可能とする規定の追加 (2) デジタル手続法を踏まえた文言の整理 (例) 条例名の改正 (現 行) 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (改正後) 埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 3 施行期日 公布の日

案件名	概要
<p>5 埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 法令に規定された本人確認情報等の利用及び提供が可能な事務と重複する事務について、条例別表から削除 (例) 介護支援専門員の登録の申請に係る事務</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>6 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 法令に規定された特定個人番号利用事務と重複する事務について、条例別表から削除 (例) 私立の高等学校等の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務</p> <p>3 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日</p>
<p>7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する職員の休暇制度を新設する等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 子育て部分休暇の新設 小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇の新設</p> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

案件名	概要
8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 【総務部】	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改正するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 作業内容 危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) 手当の額 作業に従事した日1日につき、1,640円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
9 埼玉県公告式条例の一部を改正する条例 【総務部】	<p>1 趣 旨 地方自治法等の一部改正を踏まえ、条例等の公布における知事の署名について電子署名により行うことができる こと等とするための改正</p> <p>2 内 容 条例等の公布における知事の署名に「署名に代わる措置」として電子署名を追加等</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

案件名	概要																				
10新 埼玉県屋内総合プール条例 【県民生活部】	<p>1 趣 旨 水泳競技の競技力向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、新たに埼玉県屋内総合プールを設置するための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 設置</p> <p>ア 名 称 埼玉県屋内総合プール イ 位 置 川口市大字道合390番地</p> <p>(2) 業務</p> <p>ア 施設等の利用に関すること イ 競技会の開催等水泳競技の競技力の向上に関すること ウ 水泳教室の開催等スポーツの振興及び県民の健康の増進に関すること エ その他屋内総合プールの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること</p> <p>(3) 指定管理者による管理 知事は指定管理者に水泳場の管理に関する業務を行わせることができる</p> <p>(4) 使用料</p> <p>ア 貸切利用の場合</p> <p>(例) 入場料を徴収せず、アマチュアスポーツのために利用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メインプール</td> <td>1 レーン</td> <td rowspan="2">2時間</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>39,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 貸切利用以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>対象</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メインプール、サブ プール、飛込プール</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">2時間</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日等</p>	施設の名称	区分	単位	金額	メインプール	1 レーン	2時間	3,900円	全面	39,000円	施設の名称	対象	単位	金額	メインプール、サブ プール、飛込プール	一般	2時間	600円	高校生以下	350円
施設の名称	区分	単位	金額																		
メインプール	1 レーン	2時間	3,900円																		
	全面		39,000円																		
施設の名称	対象	単位	金額																		
メインプール、サブ プール、飛込プール	一般	2時間	600円																		
	高校生以下		350円																		

案件名	概要									
<p>11 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例 【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容 水質試験の試験項目の追加、手数料の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="810 362 1567 536"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水</td> <td>51項目につき 242,200円</td> <td>52項目につき 302,870円</td> </tr> <tr> <td>原水</td> <td>40項目につき 220,800円</td> <td>41項目につき 281,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>		現 行	改 正 後	浄水	51項目につき 242,200円	52項目につき 302,870円	原水	40項目につき 220,800円	41項目につき 281,470円
	現 行	改 正 後								
浄水	51項目につき 242,200円	52項目につき 302,870円								
原水	40項目につき 220,800円	41項目につき 281,470円								
<p>12 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例 【保健医療部】</p>	<p>1 趣 旨 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関し必要な事項を定めるための改正</p> <p>2 内 容 子ども・子育て支援納付金の徴収に関する規定の追加</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納付金所得係数に関する規定の追加 (2) 納付金所得等割合に関する規定の追加 (3) 納付金被保険者数等割合に関する規定の追加 <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>									

案件名	概要
13 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例 【保健医療部】	<p>1 趣 旨 医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改定するための改正</p> <p>2 内 容 返還免除要件等の変更 (1) 特定地域における義務従事期間を7年から4年に短縮 (2) 外科及び総合診療を担う診療科を準特定診療科と定義し、特定地域における義務従事期間を2年に設定 (3) 特定地域における義務従事先に国立病院機構が開設する医療機関及び医師の確保が必要な医療機関として知事が定める医療機関を追加</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>
14 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 【保健医療部】	<p>1 趣 旨 食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業許可に係る施設の基準を定めるための改正</p> <p>2 内 容 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設基準の追加 (例) 施設の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

案件名	概要																		
<p>15 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例 【農林部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更するための改正</p> <p>2 内 容</p> <table border="1" data-bbox="804 362 1994 1124"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>埼玉県中央 家畜保健衛生所</th> <th>埼玉県川越 家畜保健衛生所</th> <th>埼玉県熊谷 家畜保健衛生所</th> <th>埼玉県熊谷 家畜保健衛生所</th> <th>埼玉県川越 家畜保健衛生所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管轄 区域</td> <td>さいたま市、川口市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡</td> <td>川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡</td> <td>熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡、大里郡、児玉郡</td> <td>熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡</td> <td>さいたま市、川越市、<u>川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和8年9月1日</p>		現 行			改 正 後		名称	埼玉県中央 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所	管轄 区域	さいたま市、川口市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡、大里郡、児玉郡	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡	さいたま市、川越市、 <u>川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡</u>
	現 行			改 正 後															
名称	埼玉県中央 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県熊谷 家畜保健衛生所	埼玉県川越 家畜保健衛生所														
管轄 区域	さいたま市、川口市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡、大里郡、児玉郡	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡	さいたま市、川越市、 <u>川口市、所沢市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村、南埼玉郡、北葛飾郡</u>														

案件名	概要
16 本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例 【農林部】	1 趣 旨 本多静六博士奨学資金の奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を加えるための改正 2 内 容 対象となる奨学生に専修学校の専攻科に在学する者を追加 3 施行期日 令和8年4月1日
17 廃 埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例 【農林部】	1 趣 旨 埼玉県森林整備担い手基金を廃止するための条例の制定 2 内 容 埼玉県森林整備担い手基金を廃止 3 施行期日 令和8年4月1日

案件名	概要
<p>18新 埼玉県県産木材利用促進条例 【農林部】</p>	<p>1 趣 旨 県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 基本理念を規定</p> <p>ア 森林資源の循環利用による森林の有する多面的機能の持続的な発揮 イ 県産木材の経済的価値の最大化による林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展 ウ 県民が県産木材を積極的に利用することによる県民の豊かな暮らしの実現</p> <p>(2) 県の責務及び各主体の役割を規定</p> <p>ア 県の責務 (例) 県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する</p> <p>イ 市町村の役割 (例) 県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める</p> <p>ウ 森林所有者の役割 (例) 森林の適切な整備及び保全に努める</p> <p>エ 林業事業者の役割 (例) 県産木材の安定的な供給に努める</p> <p>オ 木材産業事業者の役割 (例) 県産木材の積極的な利用に努める</p> <p>カ 建築関係事業者の役割 (例) 県産木材の積極的な利用に努める</p> <p>キ 県民の役割 (例) 県産木材を利用した製品の積極的な利用に努める</p> <p>(3) 県の施策等 指針の策定及び公表、県産木材の安定的な供給等の県が実施する施策等を規定</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>

案件名	概要									
<p>19 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション等の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料の額を定めるとともに、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 (1) 要除却等認定マンションに係る特例許可申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="804 430 1933 605"> <thead> <tr> <th data-bbox="804 430 938 473">名称</th><th data-bbox="938 430 1455 473">現 行</th><th data-bbox="1455 430 1933 473">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="804 473 938 568">名称</td><td data-bbox="938 473 1455 568">建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</td><td data-bbox="1455 473 1933 568">建替えにより新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</td></tr> <tr> <td data-bbox="804 568 938 605">金額</td><td data-bbox="938 568 1455 605">16万円</td><td data-bbox="1455 568 1933 605">16万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>	名称	現 行	改正後	名称	建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	建替えにより新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	金額	16万円	16万円
名称	現 行	改正後								
名称	建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	建替えにより新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料								
金額	16万円	16万円								
<p>20 廃 埼玉県県営住宅基金条例を廃止する条例 【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県県営住宅基金を廃止するための条例の制定</p> <p>2 内 容 埼玉県県営住宅基金を廃止</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>									

案件名	概要						
2 1 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 【企業局】	1 趣 旨 県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するための改正 2 内 容 子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備 3 施行期日 令和8年4月1日						
2 2 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 【下水道局】	1 趣 旨 県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するための改正 2 内 容 子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備 3 施行期日 令和8年4月1日						
2 3 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 【教育局】	1 趣 旨 教員等による児童対象性暴力等を防止する措置を講ずること等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するための改正 2 内 容 職員定数の改定 <table border="1" data-bbox="804 1092 1641 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会事務局職員</td> <td>733人</td> <td>738人</td> </tr> </tbody> </table> 3 施行期日 令和8年4月1日		現 行	改正後	教育委員会事務局職員	733人	738人
	現 行	改正後					
教育委員会事務局職員	733人	738人					

案件名	概要															
<p>24 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員の定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="810 362 1686 679"> <thead> <tr> <th></th><th>現 行</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)</td><td>9, 164人</td><td>9, 152人</td></tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td><td>5, 362人</td><td>5, 550人</td></tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)</td><td>10, 297人</td><td>10, 541人</td></tr> <tr> <td>市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)</td><td>18, 425人</td><td>18, 582人</td></tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9, 164人	9, 152人	県立及び市町村立の特別支援学校	5, 362人	5, 550人	県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10, 297人	10, 541人	市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	18, 425人	18, 582人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9, 164人	9, 152人														
県立及び市町村立の特別支援学校	5, 362人	5, 550人														
県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10, 297人	10, 541人														
市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	18, 425人	18, 582人														
<p>25 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の休暇制度を新設するための改正</p> <p>2 内 容 子育て部分休暇の新設 小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇の新設</p> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>															

案件名	概要
26新 埼玉県高等学校等教育改革推進基金条例 【教育局】	<p>1 趣 旨 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てることを目的として、基金を設置するための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 積み立てる額 積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額 (2) 基金の処分 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てる場合に限る (3) その他 運用益金の処理等 <p>3 施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公布の日 (2) 有効期限 令和11年3月31日限り
27 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 【教育局】	<p>1 趣 旨 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとするための改正</p> <p>2 内 容 政令の基準を包括的に適用する方式に変更するための改正</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

案件名	概要																		
<p>28 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 警察事務の増大等に伴い、警察官の階級別の定数を改定等するための改正</p> <p>2 内 容 警察官の階級別定数の改定及び警察官以外の職員の定数の特例</p> <table border="1" data-bbox="804 362 1619 579"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>293人</td> <td>297人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>691人</td> <td>701人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>7, 032人</td> <td>7, 137人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>3, 683人</td> <td>3, 739人</td> </tr> <tr> <td>警察官以外の職員</td> <td>1, 111人</td> <td>1, 113人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和8年4月1日</p>		現 行	改正後	警視	293人	297人	警部	691人	701人	警部補及び巡査部長	7, 032人	7, 137人	巡査	3, 683人	3, 739人	警察官以外の職員	1, 111人	1, 113人
	現 行	改正後																	
警視	293人	297人																	
警部	691人	701人																	
警部補及び巡査部長	7, 032人	7, 137人																	
巡査	3, 683人	3, 739人																	
警察官以外の職員	1, 111人	1, 113人																	

専決処分の承認

案件名	概要
1 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第7号））	<p>1 専決処分年月日 令和8年1月23日</p> <p>2 専決処分理由 令和8年1月23日に衆議院が解散されたことを受け、令和8年2月8日に行われる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費に係る補正予算について、緊急に措置する必要が生じたため</p> <p>3 補 正 内 容 補 正 前 2, 332, 537, 816千円 補 正 額 4, 267, 847千円 補 正 後 2, 336, 805, 663千円 対当初比 104. 7%</p>

訴えの提起

案件名	概要
1 訴えの提起について 【都市整備部】	<p>県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事件名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件</p> <p>2 相手方 県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（3人）</p> <p>3 取扱い 請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する</p>
2 訴えの提起について 【都市整備部】	<p>県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事件名 県営住宅の明渡し及び損害賠償金請求事件</p> <p>2 相手方 県営住宅を不法に占有している者（1人）</p> <p>3 取扱い 請求が認容されないときは上訴する</p>

和解

案件名	概要
1 和解することについて 【環境部】	<p>原子力損害賠償紛争解決センター令和4年（東）第403号事件及び令和5年（東）第492号事件に関して和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事件名 原子力損害賠償紛争解決センター令和4年（東）第403号事件及び令和5年（東）第492号事件</p> <p>2 事件の概要 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害について、県から東京電力ホールディングス株式会社を被申立人として、令和4年3月30日及び令和5年3月29日に原子力損害賠償紛争解決センターに当該損害（平成24年度から平成29年度までに知事部局及び教育局に生じたもののうち、相手方から賠償を受けていないものに限る。）に係る紛争の和解を仲介する申立てをしていたもの</p> <p>3 和解の概要 相手方は、県に対し、和解金として金53,423,160円を支払う</p>

損害賠償

案件名	概要
<p>1 損害賠償の額を定めることについて 【下水道局】</p>	<p>營造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号、地方公営企業法第40条第2項及び埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 相 手 方 東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役 金子 複則 NTT東日本株式会社 代表取締役 濵谷 直樹</p> <p>2 事故の概要 令和7年1月28日午前10時頃、八潮市中央1丁目4番地先県道松戸草加線交差点において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると考えられる道路の陥没が起き、相手方東京電力パワーグリッド株式会社の配電設備及び通信設備並びに相手方NTT東日本株式会社の通信設備を破損させたもの</p> <p>3 損害賠償額 47,568,910円</p>

事件議決

案件名	概要
1 包括外部監査契約の締結について 【企画財政部】	<p>包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金額 20,000,000円を上限とする額</p> <p>2 相手方 井上 正之</p>
2 特定事業契約の変更契約の締結について 【県民生活部】	<p>埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の特定事業契約の変更契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 期間 令和6年3月27日から令和24年3月31日まで</p> <p>2 金額 (変更前) 21,045,136,151円 (変更後) 24,252,138,323円</p> <p>3 相手方 さきたまプールPFIサービス株式会社 (埼玉県さいたま市)</p>
3 指定管理者の指定について (埼玉県防災学習センター) 【危機管理防災部】	<p>埼玉県防災学習センターの管理に関し、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 指定管理者 丹青社・サイオ一共同事業体</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>3 選定方法 公募</p>

案件名	概要
<p>4 地方独立行政法人埼玉県立病院機構第2期中期計画の認可について</p> <p>【保健医療部】</p>	<p>地方独立行政法人埼玉県立病院機構が作成した中期目標を達成するための計画について、認可するにあたり、あらかじめ議決を求めるもの</p> <p>1 根拠法令 地方独立行政法人法第26条第1項及び第83条第3項</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 計画の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p> <p>(2) 記載事項</p> <p>ア 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ウ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 エ 短期借入金の限度額 オ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 カ 剰余金の使途 キ 料金に関する事項 ク その他業務運営に関する重要事項</p>
<p>5 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について</p> <p>【農林部】</p>	<p>土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 さいたま市ほか29市町</p> <p>2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額</p>

案件名	概要
6 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について 【農林部】	農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの 1 関係市町 川越市ほか15市町 2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額
7 国営利根中央土地改良事業(国営造成土地改良施設整備)の事業費の償還に要する経費の関係市町の負担額について 【農林部】	令和7年度に完了する国営利根中央土地改良事業の事業費の償還に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議決を求めるもの 1 関係市町 加須市ほか12市町 2 負担額 当該事業に係る受益市町負担総額にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額
8 首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について 【県土整備部】	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等の事業の変更に同意することについて、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき議決を求めるもの 同意申請の概要 基本料金、上限料金の額の変更及び大口・多頻度割引、都心流入割引の継続等

案件名	概要
9 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町 の負担額について 【県土整備部】	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの 1 関 係 町 長瀬町及び小鹿野町 2 負 担 額 それぞれの区域に係る事業費に20分の1を乗じて得た額

基本的な計画の策定等

案件名	概要
1 埼玉県文化芸術振興計画の策定について 【県民生活部】	埼玉県文化芸術振興計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの
2 埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について 【農林部】	埼玉県農林水産業振興基本計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの

予算（令和7年度2月補正分）

案件名	概要
1 令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）	補正前 2, 336, 805, 663千円 補正額 23, 685, 700千円 補正後 2, 360, 491, 363千円 対当初比 105. 8%
2 令和7年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	補正前 94, 729, 500千円 補正額 6, 382, 800千円 補正後 101, 112, 300千円 対当初比 104. 0%
3 令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第4号）	補正前 109, 845, 511千円 補正額 11, 408, 854千円 補正後 121, 254, 365千円 対当初比 133. 2%

【報告】

地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
1 損害賠償の額を定めることについて 【都市整備部】	<p>東日本大震災における国家公務員宿舎の提供に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和8年1月28日</p> <p>2 専決処分理由 東日本大震災における国家公務員宿舎の提供に係る損害賠償の額の決定のため</p> <p>3 相 手 方 財務省関東財務局長</p> <p>4 事 案 の 概 要 県が相手方から国有財産使用許可を受け、県から東日本大震災の避難世帯に対して提供していた国家公務員宿舎のうち4件について、避難世帯が明渡期日を超えて退去したことにより、相手方への物件の返還が遅延し損害を与えたものである。</p> <p>5 損 害 賠 償 額 334,425円</p>